

平成25年塩尻市議会9月定例会

総務環境委員会会議録

日 時 平成25年9月13日(金) 午前10時00分

場 所 全員協議会室

審査事項

- 議案第 2号 平成24年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 7号 平成24年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 8号 平成24年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第28号 塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例及び塩尻市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第29号 塩尻市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第17号 字の区域の廃止について
- 議案第18号 塩尻市国民健康保険榑川診療所の指定管理者の指定について
- 議案第30号 塩尻市庁舎耐震化・大規模改修工事(建築主体工事)請負契約の締結について
- 議案第31号 塩尻市庁舎耐震化・大規模改修工事(機械設備工事)請負契約の締結について
- 議案第32号 塩尻市庁舎耐震化・大規模改修工事(電気設備工事)請負契約の締結について
- 議案第22号 平成25年度塩尻市一般会計補正予算(第2号)中 歳入全般、歳出2款総務費、4款衛生費
- 議案第23号 平成25年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第25号 平成25年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第26号 平成25年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 請願9月第4号 憲法96条の発議要件緩和に反対する請願
- 陳情9月第2号 集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する陳情

出席委員・議員

委員長	古畑	秀夫	君	副委員長	横沢	英一	君
委員	山口	恵子	君	委員	森川	雄三	君
委員	青柳	充茂	君	委員	柴田	博	君
委員	塩原	政治	君	委員	中原	輝明	君
議長	五味	東条	君				

欠席委員

なし

説明のため出席した理事者・職員

省略

説明のため出席した参考人

請願説明員 長野県平和委員会 小澤 彰一 君
陳情説明員 塩尻地区労働組合会議 山崎 信一 君

議会事務局職員

事務局長 宮本 京子 君 事務局次長 石川 忍 君
庶務係長 小澤 秀美 君

午前9時58分 開会

委員長 おはようございます。少し時間が早いですが、全員おそろいでございますので、ただいまから9月定例会総務環境委員会2日目を行います。本日は、委員全員が出席しております。ただいまから議案の審査を行います。なお、発言に際しましては議事の円滑な進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言をお願いいたします。議事進行への御協力をお願いいたします。

議案第2号 平成24年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 それでは、議案第2号平成24年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

会計担当課長 済みません、議事始まる前にですね、横沢副委員長さんからのきのこの市有林の質問に対する答弁を申し上げたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員長 はい。

会計担当課長 これはですね、高ボッチにあります市有林を間伐したもので、約687立米を行ったもので、これにつきましては、松本広域森林組合に委託をして売り払った金額が127万5,000円余という金額でございますので、よろしくをお願いいたします。

市民課長 それでは決算書の255ページをお願いいたします。国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして御説明申し上げます。決算説明資料では94ページから掲載してございます。歳入歳出合計とも大幅に増加し、歳入合計額では、前年比5.3%、3億4,400万円余を増加し、毎年決算規模が大きくなっています。歳入歳出差引金額の2億1,300万円余を次年度会計に繰り越しをする黒字決算となりましたが、本議会初日の市長総括説明で触れましたよう、この決算収支額から次年度会計における国庫負担金等の精算見込み額を除いた実質収支額を、1億8,600万円余と見込んでおりますので、今回の税率改定の際に見込みました決算収支額の1億4,000万円余を上回る決算となっております。

それでは歳出から御説明申し上げますので、274、275ページまでお進みをください。歳出275ページから御説明を申し上げますが、ページ数が多く内容も多岐にわたっておりますので、また時間の制約もございません。主な内容につきまして解説を交えながら説明させていただきます。275ページ初めの国保事務諸経費のう

ち最初の黒ポツ、嘱託員報酬につきましては、3人のうち2人を医療事務の資格を有する嘱託員を雇用し、レセプトの内容点検を行ったものでありますが、歯科、歯のレセプト点検が複雑であることから、この事業費の黒ポツの一番下からその上、5つ目上のレセプト点検業務委託料におきまして、歯科分の、歯のレセプト点検を国保連合会に業務委託を行い、歯科については国保連合会、医科分については嘱託職員による2本立てで点検を行ったものでございます。なお先に策定をいたしました国保財政健全化指針に基づきまして、嘱託職員による点検方法を改め、25年度からすべての点検業務を国保連合会に委託することで、事業費の削減を図ったところでございます。

次のページをお願いいたします。277ページ白丸の上から2つ目、2款保健給付費1項療養諸費以下一般被保険者と退職被保険者にそれぞれ科目が分かれております。これは、一般被保険者の給付費では国と県から約50%の負担金及び補助金の交付を受けますが、退職者の給付にありましては、保険税などの収入を除き、支払基金から被用者保険側の拠出金を財源に10分の10の交付金を受けることから、一般と退職に区分けし経理を行っているものでございます。このことから退職者の医療費が伸びましても国保財政に及ぼす影響がほとんどございませんが、一般の給付費にありましては、国保財政に大きな影響が及びます。

それではまず、専門用語が並んでおりますので、一般被保険者を例に用語の説明、解説から申し上げます。最初の一般被保険者療養給付費は、入院、外来、調剤などにかかります保険者負担分です。窓口3割負担ですと残る7割分を保険者負担としてこの科目から国保連合会を経由し、該当医療機関に支払っております。

次の一般被保険者療養費は、柔道整復師いわゆる整骨院での治療、その他療養費はコルセットなどの治療用補装具の他、針、あんま代などの保険者負担分となります。

中ほど下の一般被保険者高額療養費は、年齢や世帯の所得に応じ、1カ月当たりの窓口負担の限度額を超えた分を高額療養費として対象世帯に償還するものでございます。

次の一般被保険者高額医療・高額介護合算療養費は、平成20年度に創設されたもので、加入世帯内の国保医療費と介護サービス費の1年間、前的高額医療は月額ですけども、これは1年間の自己負担額を合算し、年齢や世帯の所得に応じて定められた、年間の限度額を超えた分を償還するものでありますが、高額療養費支給後の自己負担額の積み上げにより計算されることから、ごらんのとおり支給件数や支給額が少ないものとなっております。以上療養給付費から合算療養費までを総称し、医療給付費と呼んでおります。これら一般被保険者にかかります医療給付費総額が前年比2.0%、約8,200万円余の増となっております。前年度の23年度決算における対前年比が5.1%、約1億9,500万円の増となっており、22、23年度とここ2年間、給付費が大きく増加する中にありまして、24年度におきましては、低い伸び率と低い増加率に抑えられております。この要因は24年度の診療報酬の改定率が、0.004%増のわずかな増加率に抑えられたことなどから、24年度の給付費が低い伸び率になったものと考えておりますが、本年度の25年度の給付費にありましては現在の支払い状況では一転し、高い伸び率で推移しておりますので、さきに策定しました健全化指針に基づきまして、医療費の適正化に向けた諸対策を着実に推進するよう努力してまいります。

次のページをお願いいたします。279ページ最初の出産育児一時金につきましては、支給額の2つ目の39万円が妊娠12週以上22週未満が対象となり、22週は月数で妊娠6カ月となりますので、死産や流産が主な対象となります。その下の42万円は、産科医療保障制度、21年1月から導入されたものの対象となる22

週以上の分娩が対象となります。一番上の21万3,392円の支給は、本人の同意を得て一時金を医療機関に直接支払うことで退院時の支払いを軽減する直接支払制度が導入されておりまして、これは全国的に導入されております。これは異常分娩によりまして一部保険診療となったケースにつきまして、その費用額の21万3,392円を医療機関に直接支払い、残る42万円との差額分を年度をまたぎ、25年度会計において本人に支給したものでございます。これらを合わせた総件数が96件と、前年比17件の増となっております。

中ほど下、後期高齢者支援金は、後期高齢者医療制度の医療費に対する約40%分をゼロ歳から74歳までの加入者皆さんの保険税より支援するものでありますが、前年比9.1%、7,200万円余の大幅な増となっております。

次のページをお願いします。281ページ上から2つ目の白丸、介護納付金は介護サービス費の約30%分を40歳から64歳までの介護保険制度における第2号被保険者と呼ばれる加入者皆さんの保険税より支援するものでございますけども、前年比4.7%、1,600万円余の増と前ページの後期高齢者支援金と並んで、後期高齢者医療制度や介護保険制度へのいわゆる仕送りの負担も年々増大している状況でございます。

その下、白丸の高額医療費拠出金は、国保連合会が事業主体となり県内の各保険者である市町村が拠出金を出し合い、その拠出金を財源に都道府県単位で財政調整を行う相互扶助の制度です。1つ目の高額医療費拠出金は、1件80万円を超える医療費に対し、その下の保険財政共同安定化事業拠出金は、1件30万円を超え80万円までの医療費を対象に拠出を行っておりますが、これらを合わせた決算額は、前年比3.0%、1,900万円余の増となっております。この拠出金に対し、歳入において国と県の負担金及び国保連合会からの交付金を受けますので、歳出の拠出金と歳入の交付金等の差し引き収支額、いわゆる持ち出し額を申し上げますと、歳入が9,600万円ほど上回っておりますので、医療費の多い公費にとりましてはメリットの非常に高い制度となっております。

次の8款保健事業費の特定健康診査にかかわります事業費は、健康づくり課で執行しております。本日体調崩しまして、健康づくり課長、休暇をいただいておりますので、うちのほうから説明申し上げます。

市民環境事業部長 お手元の特定健康診査等事業諸経費でございますけれども、国民健康保険の被保険者として国保対象者の皆さんの特定健診等を実施しているものでございまして、24年度につきましては対象者が1万2,084人、受診いただきました方が4,810人ということで、受診率39.8%ということでございます。具体的な経費の中身としまして、重立ったものとしましては、下から3つ目、特定健診審査委託料でございますけれども、集団につきましては健康づくり事業団、個人につきましては医師会のほうに委託をさせていただいて、それぞれ健診を受けていただいたという内容のものでございます。私からは以上でございます。

市民課長 引き続きましてお願いいたします。同じページその下の健康増進事業諸経費の黒ボツの上から3つ目、健康優良家庭記念品代につきましては、前年度の1年間、無診療の世帯に対しまして、図書カードを単身世帯に1,000円分、複数世帯に3,000円分を毎年9月に贈呈しておりますが、合計364世帯に贈呈したものでございます。なお、この事業は平成4年度に導入したものでございますけども、20年度から特定健診が始まり、その事業費が年々増加していることなどから、健全化指針に基づきまして24年度をもってこの事業を廃止させていただきました。

次のページをお願いいたします。283ページ最初の白丸、人間ドック等補助金は、35歳以上の加入者皆さん

んを対象に受診費用の一部を補助しておりますが、年に1度は特定健診か人間ドックを受診していただくよう定期的に呼びかけている中で、24年度実績の脳ドックを含む、合計受診者件数が558件、前年比18件の増と年々受診者数が増加しております。

その下の高額療養費貸付金は、高額療養費の範囲で多額な医療費などが発生した際に、世帯からの委任によりその医療費を直接医療機関に支払うことで窓口負担の軽減を図っているものでございますが、24年4月診療分から、入院に加え外来診療においても1カ月当たりの自己負担限度額にとどめる、限度額適用制度が導入されたことから、24年度実績の貸付金のほとんどが24年3月診療分以前のもので、利用範囲が大幅に縮小しております。歳出は以上です。

続きまして、歳入をお願い申し上げます。ページを戻していただきまして、264、265ページまでお戻りをください。歳入1款国民健康保険税につきましては、265ページ、最上段、一番上の右端の備考欄をごらんください。収納率の計算がございます。現年度分収納率が92.36%、前年比プラス0.34%と、22年度から連続してここ3年間、現年度分収納率が向上しております。また滞納繰越分収納率では前年比を下回ったものの、現年度分と滞納繰越分を合わせました全体収納率では、前年比を上回る実績となっております。しかしその左側の3つ目横の、収入済額の15億1,000万円余を前年度と比較しますと、現年度分が約1,530万円余の減、これは3年ごとに行われる固定資産税の評価がえなどの影響から減少したものでございます。また過年度分の収入におきましても、前年比約1,030万円の減収となり、現年度分と滞納繰越分を合わせた減収総額が、2,560万円ほどに上りますので、引き続き収納課と連携を図りながら収納の確保に努めてまいります。

次のページをお願いいたします。267ページ中ほど3款国庫支出金の最初の黒ボツ、療養給付費負担金は、一般被保険者にかかわる医療給付費に対する定率の32%の負担率で交付を受けたものでありますが、前年度決算額から1億9,300万円余減少しております。これは年少扶養控除の廃止などに伴いまして、都道府県の負担増を求めるとして、24年度から従前の34%から32%へと国の負担率を2%引き下げ、その2%分を後ほど説明します県の補助金に上乘せされたことによるもの、また前期高齢者交付金が大幅に増加しておりますので、この増加分はこの負担金と相殺されることなどから、大幅に減少しておりますが、歳入全体から見ますと影響はないものとみております。

同じページ下段の2項国庫補助金の普通調整交付金は、一般被保険者にかかわる医療給付費や後期高齢者支援金などに対しまして7%の補助基準率により交付されるものでありますが、各保険者の財政状況などに応じ、大きく加算、減算が加えられることから、予算編成や決算見通しを立てることが大変難しい科目の1つになっております。その下の特別調整交付金の特別事情は、各保険者の年齢構成や所得水準などによる、保険者の責任によらない特殊事情に加え、各保険者の保険事業や収納対策などに取り組む姿勢に対する評価を含め交付されております。その下のエイズ予防事業費補助以下は、国の予算補助メニューによりそれぞれ交付を受けたものでございます。

次のページをお願いします。269ページ中ほど5款前期高齢者交付金は、65歳から74歳までの前期高齢者の加入率が社会保険などの被用者保険と比べ、市町村国保に偏り、その医療費が大きいことから被用者保険側の拠出金を財源に財政調整が行われる制度で、平成24年度から導入されております。24年度決算の収入済額が17億3,500万円余、これを前年比と比較しますと、約3億3,800万円余の大幅な増となっております。

す。この増収は当該年度に概算交付され、翌々年度に精算交付が行われることから、24年度の概算交付金の増収分のほか、前々年度の22年度の精算交付分として、約1億3,000万円の追加交付を受けたものでございます。

最下段の6款2項、県補助金の普通調整交付金は、一般被保険者にかかわる医療給付費や後期高齢者支援金などに対しまして定率の8%補助、先ほど触れました国の調整交付金は補助基準率をもとに加算減算が加えられますが、この県の普通調整交付金は定率により交付されております。また24年度から定率国庫負担金が2%引き下げられた部分、この県の普通調整交付金に2%上乘せされております。その下の特別調整交付金は、医療費通知事業費補助以下、国の特別調整交付金の対象事業費の上乗せや、対象とならない事業につきまして、本県の補助メニューによりそれぞれ交付を受けたものでございます。

次のページをお願いいたします。271ページ中ほど、8款1項1目の一般会計繰入金の最初の黒ポツ、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）から4つ目下の財政安定化支援事業繰入金まで、法の規定に基づき一般会計から繰り入れるもので、これを法定内繰入と呼ばれています。

その下の、その他一般会計繰入金は、法定外繰入と呼ばれるもので、そのうち財政支援繰入金は、23年度の税率改定の際に、23、24年度と2カ年間にわたりまして、総額3億2,000万円の繰り入れを行うことで税率改定の引き上げ幅を抑え、加入世帯の負担緩和を図るとしたものでございますので、23年度に繰り入れた7,360万円と3億2,000万円との差額分にあたる、2億4,640万円の繰入を行ったものでございます。以上であります。よろしくをお願いいたします。

委員長 それでは、質疑を行います。委員の方で質問があればお願いいたします。

柴田博委員 説明資料の95ページの表で質問させていただきます。歳出のほうで保険給付費のところですけども、先ほど説明があったように前年と比べると伸びは小さいということで、評価をされるような話であったと思いますが、額を見れば少しではありますけども当然前年より多くなっているわけで、この1年間の取り組みとして保険給付費を減らすような、そういう取り組みというのはやってきたと思うんですけど、その辺の評価についてはどう考えていらっしゃるのでしょうか。

市民課長 保険給付費につきましては、先ほど申し上げました高額の貸付金の関係もでございます。貸付金が前年度から見ますと500万円ほど減っておりますので、そういった関係で、今回保険事業費が、前年比で減っております。ただ私ども考えておりますのは、国保連合会、全国的な動きの中では保険税の1%をこの保険事業費に充てるということでありますので、できるだけ私どもはこの保険事業費を確保していきたいという考えがございます。またこの保険事業費によりまして、先ほど申し上げました国の調整交付金も大きな加算減算が加えられますので、できるだけ私どもはこの保険事業費は。

柴田博委員 違う、違う、保険給付費。

市民課長 そうですね、プラス。

柴田博委員 保険給付費の話だよ。

市民課長 済みません、保険給付費ですね。申しわけございません。保険給付費につきまして申しわけございません。済みません。前年比1.4%ということで、先ほど申し上げたとおり、診療報酬の改定がですね、0.004%ということで、引き下がったということで下がっております。ただしですね、今は健全化計画では、向

こう5年間で4%増のことで考えておりますので、この給付費は今、今回下がっておりますけれども、25年度現在の執行状況でも4%弱で伸びておりますので、今後とも伸びて行くのではないかなと考えております。大変失礼しました。申しわけございません。

柴田博委員 いや、聞きたかったのはそうじゃなくて、確かに伸び率としては23と24を比べれば伸び率は小さくなってんだけど、実際に出ている金は当然だけど101.4%ですから前年よりふえているわけですね。そのことについて1年間の取り組みの中で23年度の保険給付費を見て、24年度をなるべく少なくしたいという取り組みをしていたと思うんですが、その辺の取り組みについての評価はどうですかって聞いたんです。

市民課長 保険給付費、医療費のほうを抑えるというのは非常に、大変難しいですけども、今私ども、ジェネリック医薬品の希望カードというものを、配布を21年から始めておりまして、22年度休みまして、23年度から継続的にやっておりますので、その辺で努力させていただいております。あとまた今年の25年度におきましては、ジェネリック医薬品の利用差額通知をさきの8月に通知をしておりますので、その辺で即効性が高いと言われておりますので、その辺で努力をさせていただきます。あとは例えば医療費を抑えるにも5年とか10年かかりますので、長いスパンの中で特定健診の受診率を上げながら努力をしていきたいと考えております。以上です。

柴田博委員 あと、同じ歳出のところ、前期高齢者納付金というのがありますが、これは23年度と比べて随分小さく、少なくなってるんですけど、これは何か特別な理由とかあるわけですか。

市民課長 前期高齢者交付金につきましては、全国単価で加入者数のゼロ歳から74歳の者を掛けておりますので、前期高齢者交付金につきましても、当該年度に概算で払って、翌々年度に精算がされますので、その関係の前年度精算金の関係で減少しているものでございます。以上です。

柴田博委員 そうするとまだこれについては、この後から変わる可能性もあるってということ。

市民課長 おっしゃるとおり、当該年度に交付を払って、その後また前期高齢者の医療費に応じまして精算が行われますので、向こう26年度にまた精算が出るというものでございます。以上です。

柴田博委員 いいです。

委員長 ほかにございますか。

森川雄三委員 1点伺います。281ページのね、健康優良家庭記念品代を24年度で廃止をしたというお話なんですけど、先ほどちょっと根拠もおっしゃったが、もう一度なぜ廃止をした、その背景というものをもうちょっとお聞かせください。

市民課長 この事業は平成4年度から導入させていただきまして、現在19市中4市やっておりますけども、先ほど申し上げたとおり、1つはですね20年度から特定健康診査が始まりまして、事業費が非常に多いということで経費の削減を図りたいと。もう1つはですね、1人世帯を見ますと319世帯に贈呈をしておりますけれども、後ろから見ますと仕事が忙しい方で、若い方で医療機関にかからずに無理をしてという方もいらっしゃいますので、そういう意見もあったという中で今回廃止をさせていただきました。また運営協議会の中でも御意見をいただく中では、必要性は高いけれどもやはりそういう実態があるということで、24年度をもちまして廃止をさせていただいたものでございます。以上です。

森川雄三委員 わからなくてもないですけどもね、ただ忙しくて医療機関へかからないなんていう方は、ほとん

ど私は少ないと思うんですよね。やはり今は国民全員がね、当然のごとく医者へかかっている中で、医療費を使わない家庭なんていうのはね、私はまさに表彰すべきであって、うろうろしたら保険代の半分くらい返しちゃってもいいじゃねえかぐらいのね、いや、思いがありますよ、これはね本当に。やっぱりそのくらいの、今これだけ医療費がかかっている中で頑張っている、頑張っているって言い方はおかしい、それがあるでいいっていう方もおられるけれどもちょっとしたね、風邪でも医療機関にかかる、当然のごとく。それで医者さん、薬を出す。それが全て医療費にはね返ってくるわけであるわけだね、我慢しろというわけじゃございませんけれども、やはりかからない人にね、これは優遇措置をとるのは決して私は罰は当たらないと思うが、御見解を伺います。

市民課長 ただいま御意見をいただきまして、運営協議会の中でも御意見をいただきました。私ども今考えておりますのはですね、1年間の表彰というのは非常に難しいのではないかと。他市の状況を見ますと、松本市が5年以上、駒ヶ根市が5年以上やっておりますので、5年以上の対象にすればある程度効果が出ると思いますけど、1年未満ですのでその辺は理解いただきまして、今回廃止をさせていただくということで御理解を賜りますようによろしくお願いいたします。以上です。

森川雄三委員 そうやって廃止をしたばかりでね、でこういことを言うのもなんだけども、改めてね、もう一度私は考えていただきたいなと思います、この場面に関しては、これは2年3年かからないのはとんでもない話でね、うろうろしてたら、半年かからなかったら表彰してもいいんじゃないかというくらいなところまで考えても、私はいいと思うんですよ。だからそこら辺はもう一度ぜひ再検討していただきたいと。ぜひ執行部、いかがですか。

市民環境事業部長 今、委員さんからですね、御指摘いただいたのは、国保の健全化指針のですね、内容を決めるときに、この部分についてもですね、いろんな機会の中で御論議をいただいて、今おっしゃったような意見も確かにいただいておりますし、またある意味では医療にかからなくて、何らかのそういったものを記念のような形でいただく方は、ある意味ではまたうれしいという部分もあることも聞いております。ただ今現在、先ほどから申し上げましたように、医療費がどんどん伸びて行く中でですね、私どもとしては医療費の抑制というだけではございませんけれども、やはり健康づくり、先ほど言いました特定健診等の事業にですね、集中をしてより効果的に取り組むべきところがですね、やはりこれから大事だというふうに考えまして、全体の費用の限られた中でですね、健康づくりのほうにシフトしながら強化してまいりたいということで判断をさせていただいたという次第でございますので、ぜひ御理解をいただければと思います。

森川雄三委員 その判断はわかるけれども、私の言うことは、もう一度検討してほしいと、しっかりと、そういうことです。おわかり。

市民環境事業部長 重々ですね、おっしゃっていることの意味はわかりますし、また議会の中ではですね、ほかの観点から、例えば健康マイレージ制度のようなですね、そういう制度の御提案も前回の議会の中でもいただいております。なかなか実際できるかできないかということは別としましてもですね、そういったことも含めて健康づくりを市民が主体的に取り組める、そういう要素となるようなですね、ことも考えながら今後は取り組んでまいりたいと思いますし、また今おっしゃったこともですね、もう一度改めて考えて行きたいと思っております。

森川雄三委員 それでいい。

委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

山口恵子委員 281ページの高額医療費の件についてお聞きします。高額医療費の関係は年々ふえてきているわけですが、利用者の件数が何件なのか、その件数はわかりますか。80万円以上の部分と30万円から80万円までのそれぞれ。

市民課長 これがですね、実績でかなり来ていますので、毎月国保連合会で来ておりまして、件数はちょっとわかりませんが、ちなみにその高額医療費、277ページごらんいただきますと、277ページ中ほど下の一般被保険者高額療養費が2,276件、この高額共同事業は、退職は該当しませんので、全体的には2,276件ですので、これが30万円以上を超えた部分ですので、この範囲の中でというもので、件数はちょっと把握しておりません。申しわけございません。以上です。

山口恵子委員 この制度は本当に医療費のかかる方にとっては、非常に安心して医療にかかれる制度だと思っています。それで市としての拠出金が利用の金額とか件数とかによって、拠出金の割当金ですか、そういったことがどういう方式で拠出金が決められているのか、その点についてお聞きします。

市民課長 高額共同事業拠出金の算出について御説明申し上げます。長野県全体で、例えば25年度のこの高額共同事業の金額、全体事業費が決まります。それを過去3年間の各市町村の加入者数と医療費の平均に基づきまして、そこで案分をしている関係でございます。本市では医療費が過去3年間高いですので、他市よりも高額共同事業の拠出金は高い状況になっております。以上です。

委員長 ほかにございますか。

柴田博委員 説明資料の98ページの収入未済額の欄ですが、24年度のところに入っている5億2,000万円余というのが、これは24年度末の時点での滞納額というふうに見えていいわけですか。

市民課長 おっしゃるとおりで、決算書の265ページをお開きをください。265ページの一番上の右端から左の収入未済額というものがございまして、これが5億2,000万円余ということで、これは現年度分と滞納繰越分の調定額から収入済額を引いて、また不納欠損を引いた額でございますので、不納欠損を除いた額の収入済額ということで御理解をいただきたいと思っております。以上です。

柴田博委員 それですね、96ページの表で見たいんですけど、前年度と比べると滞納額としては減ってはいるんですけど、過年度分の国保税の収納率は前年よりは悪くなっているわけですね。それで説明資料の10ページの不納欠損の表を見ると、国保税だけで4,848万円余あるわけですが、消滅時効というやつが一番多いんですけど、その辺で滞納額があつて、本来だったら滞納額をしている分をいただかなきゃいけないんですけど、いただかないまま不納欠損になっていくというのが、これからその分についてはふえていくということですか。

収納課長 実際はつきりわからないんですけど、ふえていく可能性はあると思います。

柴田博委員 10ページのところを見れば、市税のほうが全体で3,966万円余の不納欠損であるのに対し、国保税だけでそれ以上の不納欠損になっているわけですね。そういうことから言ったら、本来取れるはずだけど、どこにいるかわからない、どうなっているかわからないということで、不納欠損がどんどんふえていけば、額そのものは減っていくけれども、実際には収納されてないところが多くなるということで、あまりいい傾向ではないと思うんですけど、その辺については対策というか、どんな形で進めて行くつもりなんですか。

か。

収納課長 きのうもお話をしましたけども、収納課では税の公平さから限られた人数で差し押さえ強化、また延滞金の完全徴収を目指しておりますけども、不納欠損につきましては、差し押さえすると、逆に言うと生活困窮に陥るといようなこともありますので、すべて何でも取るというわけにはいきませんので、そういう方があれば、執行停止かけて不納欠損というふうになっていくと思います。

柴田博委員 いいです。

委員長 ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないですか。それでは、質疑を終了します。討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第2号平成24年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第2号平成24年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、全員一致をもって認定すべきものと決しました。次に進みます。

議案第7号 平成24年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 議案第7号平成24年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

市民環境事業部長 それでは、お手元の資料の351ページをお開きください。平成24年度の榑川診療所事業特別会計の歳入歳出決算額でございます。歳入が8,124万1,816円、歳出が8,075万4,183円、差引額が48万7,633円でございます。

榑川診療所の経営につきましては、おおむね例年と同等の順調な推移をしております。24年度につきましては、患者数が1万837人でございまして、1日平均約50人の方がお見えになっております。また217日の開業日でございます。具体的な数字は後ほど申し上げますけども、ほぼ患者数は、若干減少傾向にはありますけれども、同水準で動いておりますし、また収入の主なもの7割から8割の診療収入がございまして、それも去年に比べれば若干ふえておりますけども、順調な推移をしているという状況でございます。

それでは個別具体的な中身について、歳出のほうから御説明をさせていただきます。お手元の資料の360、361ページでございます。歳出でございますけれども、最初の総務費の施設管理費の一般管理費につきましては、通常の診療所の運営管理費でございます。右側の361ページの丸の2つ目、一般管理事務費がこれに該当するものでございます。それからその次の医業費の部分でございますけれども、医業事業費としまして全体としては5,120万1,178円でございます。361ページ側ですね、上から3つ目の丸、医業事業事務費がその主たるものでございまして、医業にかかわる人件費等も含めて、臨時職員の人件費等も含めて対応しているものでございます。

それから続きまして、362、363ページに入らせていただきます。黒丸の上から4つ目、一般業務委託料

でございますけれども、これは診療所の健診等を外部に委託したものでございまして、例えば一番上の臨床検査委託料につきましては、採血等したものについて、外部でその内容等について検査をしていただいているというものでございます。

その下の3番の公債費でございますけれども、元金の中に長期債元金償還金というものがございまして、これは診療所の施設建設、あるいは医療機器等の購入に充てた起債の償還ということでございまして、24年度については1,305万円余を返還しているということで、25年3月末の残高で、5,100万円余が残高という状況でございます。

それでは歳入のほうについて説明をさせていただきます。356、357ページでございます。重立ったものについては先ほど申しましたように診療収入がほぼ8割弱というところでございます。一般的な社会保険、あるいは国民健康保険の患者の皆さんからの自己負担分の収入があるということでございます。

それから続きまして、次のページの358、359ページに入らせていただきます。一番上の一般会計からの繰入金でございますけれども、過日の一般会計の決算の中でも御説明しましたように、一番最初の黒丸でございますけれども、一般会計繰入金として1,086万円余をこの会計に入れさせていただいております。

それからその次のへき地診療所特別調整交付金571万円余ですけれども、これにつきましては国保会計から榎川診療所がへき地診療所という指定を受けておりまして、その関係での交付金ということで、収入とさせていただいているという内容でございます。以上簡略でございますけれども説明を終了させていただきます。よろしくお願いたします。

委員長 それでは、委員の皆さん、質問等ありましたらお願いいたします。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 それでは質疑を終了します。討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第7号平成24年度塩尻市国民健康保険榎川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第7号平成24年度塩尻市国民健康保険榎川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定については、全員一致をもって認定すべきものと決しました。次に進みます。

議案第8号 平成24年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 議案第8号平成24年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

市民課長 決算書の365ページをお願いいたします。後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算につきまして御説明申し上げます。決算説明資料では117ページから掲載してございます。歳入合計では、平成24年度に保険料率の引き上げ改定が行われたことから、前年比8.6%、4,700万円余の増となっております。歳入歳出差引額の1,600万円余を次年度会計に繰り越しをいたしますが、これは出納整理期間中に収入のありました保険料を24年度会計の剰余金として計上し、翌年度会計に繰り越しをする会計処理方式によるもので

ございます。この特別会計は、医療費や葬祭費などの保険給付費の支払いを本県の広域連合において行っていることから、保険料収入が歳入決算総額の約8割を占めるなど、保険料にかかわります歳入歳出が主な内容となっておりますので、わかりやすいよう歳入から御説明申し上げますので、370、371ページをお願いいたします。

歳入371ページ、最上段の左端、調定額横の収入済額をごらんください。24年度の現年度分と滞納繰越分を合わせました保険料収入済額は4億8,100万円余、これを前年度と比較いたしますと、現年度分が約4,000万円の増、滞納繰越分が約49万円の増となっております。現年度分の増収は2年ごとに行われる保険料率の見直しにより、24年度分の保険料から県内平均5.13%増、1人当たり年間保険料で平均2,436円の引き上げ改定が行われたことにあわせて、また加入者数の増加によりまして、前年度から約4,000万円の増収となったものでございます。なお、現行の保険料率は24、25年度の2カ年度分の料率となりますので、地域財政運営機関に当たる、来年26、27年度分の保険料率につきましては、本年10月ごろから本県の広域連合において、保険料率の見直し作業を進めていくということをお願いしておりますので、引き上げは避けられないということも聞いております。

収入済額の横、右端備考欄の収納率をごらんいただきますと、現年度分収納率が99.66%、前年比0.11%の増となり、また滞納繰越分及び全体収納率におきましても、前年度収納率をいずれも上回っております。

同じページ一番下の黒ボツ、3款1項一般会計繰入金の保険基盤安定（保険料軽減）繰入金につきましては、低所得者世帯に対します1人当たり均等割保険料の軽減につきまして、法に定める7割・5割・2割軽減に相当する額を公費負担として、県4分の3、市4分の1の負担率により一般会計から軽減相当額を繰り入れ、歳出においてその全額を県の広域連合に納付したものでございます。この繰入金の決算額におきましても、保険料率の引き上げ改定とあわせて、前年度から約700万円の増となっております。

次のページをお願いいたします。373ページ中ほど5款諸収入の保険料還付金と、その下、保険料還付加算金につきましては、歳出において支出いたしました過年度分保険料にかかわる還付金及び還付加算金に対し、県の広域連合からそれぞれ補填を受けたものでございます。その下の特別対策事業交付金は、平成20年度の制度創設以来、保険料の軽減割合の拡大や、特別徴収の選択制の導入など、国による制度改善の見直しが幾つも行われておりますので、その見直しにかかわります加入者皆様方への周知ケアに要する広報活動などの経費に対し、県の広域連合を通じ、国から間接的に交付を受けたものでございます。

次に歳出の御説明を申し上げますので、排紙を飛ばしていただいて、374、375ページをお願いいたします。375ページ、歳出最初の白丸、後期高齢者医療事務諸経費は広域連合への派遣職員1人分の特別旅費や保険証の発送に要する郵便料、保険証は広域連合でつくりますので印刷製本費はございませんけれども、郵便料だけを負担しております。その下の保険料徴収事務諸経費は、保険料の徴収事務を市町村で行っていることから、納付書作成などに伴います印刷製本費や郵便料が主な内容となっております。

その下の後期高齢者医療広域連合納付金の1つ目の黒ボツ、保険料等徴収納付金は、収入のありました保険料及び延滞金の全額を県の広域連合に納付したものでございます。その下の保険基盤安定（保険料軽減）納付金につきましても、歳入において公費負担により一般会計から繰り入れた保険料軽減相当額の全額を県の広域連合に納付したものでございます。以上です。よろしくお願いをいたします。

委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さん、質問ありましたらお願いします。

柴田博委員 今最後に説明のあった広域連合への納付金の関係ですけれども、歳入のほうと歳出のほうを見ると、保険料軽減分については歳入歳出とも同じ額なんですけれども、保険料で収納があった分、4億8,100万円余と、納付されているのは4億7,800万円余ということなんですけど、その違いについてはどういうふうに考えればよろしいんですか。

市民課長 371ページの収入済額をごらんをいただきますと、出納整理期間中に保険料も入っておりますので、これは24年度会計の剰余金として計上するものでございます。ただ納付金につきましては、納めるのはこの分は入っておりませんので、前の23年度から繰り越した部分でありますので、この金額とはイコールになりませんので、その繰り越しの部分の差によって違うということです。以上です。よろしくお願いします。

柴田博委員 それとですね、収納率を見れば現年度分だけ見てみると99.66%ということで、100%ではないわけですけれども、その入っていない方の保険料については、県のほうへはどのような形になるわけですか。

市民課長 現在の後期高齢者医療制度では入った分しか納めてきませんので、例えばうちは非常に収納率が高い状況です。低い例えば市町村においても、入った分しか納めていきませんので、今の制度ではもう入った分しか納めないってことです。未収分は一切納めて、市のほうから補填はしておりません。以上です。

柴田博委員 いいです。

委員長 ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、質疑を終了します。討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第8号平成24年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第8号平成24年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定については、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

ここで10分間休憩をいたします。11時5分から再開いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時05分 再開

委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。

議案第28号になりますが、追加議案のほう、付託案件表でいきますと28、29号とまいります。

議案第28号 塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例及び塩尻市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

委員長 それでは、議案第28号塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例及び塩尻市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

人事課長 議案関係資料で御説明させていただきます。1ページをお願いしたいと思います。議案第28号塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例及び塩尻市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例ですが、1提案理由としましては、一般職の職員の給与減額支給措置を踏まえ、市長、副市長及び教育長の給料月額を減額することに伴い、必要な改正をするものでございます。

2としまして概要ですが、(1)塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正につきましては、平成25年10月から平成26年3月までの間に支給する、市長及び副市長の給料月額を10%引き下げるものであります。(2)塩尻市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正につきましては、平成25年10月から平成26年3月までの間に支給する教育長の給料月額を10%引き下げるものでございます。

3、改正の中身につきましては、次のページ新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。2ページ、塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の新旧対照表でございます。今回の給料減額措置が来年度の3月までの期間限定のものでございますので、本則ではなく、この附則で処理するものでございます。1から24の後に、左側の改正案でございますけれども、25としまして、平成25年10月から平成26年3月までの間に支給する市長及び副市長の給料は、別表第1の規定にかかわらず、これにつきましては市長と副市長の給料月額を示したものでございますけれども、同表の規定による給料月額から当該給料月額の100分の10に相当する額を減じて得た額とする。26目、前項の規定にかかわらず、第3条に規定する期末手当の額の算出の基礎となる給料月額についてはこの限りでない。今回の減額措置が期末手当に反映しないということをここでうたっております。これによりまして、市長が今、月に9万1,400円減額になりまして、6カ月で計54万8,400円減額になります。副市長につきましては、月に7万6,800円減額になりまして、6カ月で46万800円を減額するものでございます。

戻っていただきまして、4条例の施行等につきましては、平成25年10月1日から施行するものでございます。以上でございます。

済みません、3ページ、ちょっと落としました、申しわけございません。もう一度ちょっと開いていただきたいと思っております。

塩尻市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の新旧対照表でございます。教育長の給料につきましても、同じく附則の最後に、8項、平成25年10月から平成26年3月までの間、教育長に支給する給料は、第2条の規定にかかわらず、この第2条というのは教育長の給料月額を定めているものでございます。同条に規定する給料の月額から当該給料の月額の100分の10に相当する額を減じて得た額とする。9項ですけれども、前項の規定にかかわらず、第3条に規定する期末手当の額の算出の基礎となる給料の月額については、この限りでない。今回の措置が期末手当に反映しないことをやはりうたっております。

これによりまして、教育長の給料でございますけれども、月に6万4,400円減額になりまして、6カ月で38万6,400円を減額するものでございます。以上でございます。

委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さん、質問ありましたらお願いいたします。

中原輝明委員 ちょっと変な言葉で言っちゃいけないで、気をつけて言わないとまた叱られちゃいけないが。ここに副市長がおいでだもんで、この意図するところは市長以下三役でお話をして、熟慮に熟慮を重ねて10にしたのか、20という声もあったのか、あるいは5か、その辺は論議されたのか、市長の言うままであったのか、

その辺をちょっと言葉短めにお聞かせ願いたいと思います。

副市長 お尋ねでございますが、私どもとしましてはですね、国家公務員等の給与の減額等に鑑みてですね、他市の状況等々もございまして、一般職については一生懸命仕事をしていただいておりますし、本当に苦勞をしていただいている。それからそれに伴う給料の減額を一般職がするとですね、地域経済に及ぼす影響は多少なりともあるだろうと。市役所の職員の給料が場合によっては、民間のところには波及をするというようなことも言われてございますのでですね、一般職には給料の減額は避けたいというのがまず市長の考え方でございます。私どももそれに同調をいたしました。しかしながら特別職につきましてはですね、こういう状況で一般職の給料を減額しないということになりますと、それなりに御不満をお持ちの市民の皆さんもいらっしゃるだろうということの中でですね、特別職は自ら身を切っていきましょう、こういう話を三役でさせていただきました。20%がいいのか、10%がいいのか、あるいは5%でいいのかというお話はですね、市長のほうで10%ぐらいが適当ではなからうかというお話がございましたので、私どももそれに同調をいたしました。以上です。

中原輝明委員 よくわかりました。それでもう一つはちょっと、もしお話ができたらしていただきたいし、その辺は控えたいと言えば控えてもらっても結構だが、その折に議員の皆さんも10%にやってもらわなきゃいけないじゃないかという御意見が出たのか出ななんだのか、その辺の論議をしたかしないか。

副市長 論議と言いますかですね、同じ私どもも特別職でございますし、議員の皆さんにも御協力をいただきたいというお話をしました。その中で議員の皆さんの御判断にお任せをするというような議論もされましたし、一応のお願いということですね、同じ10%を提案を申し上げていこうということにいたしました。しかしながら市長のと言いますか、そのときの論議の中ではですね、あくまで議員の御判断にお任せをしていくその目安として、理事者側から10%ということで、市長の立場として御提案をしていく、こういうことではございましたので、その10%をどうしても議員の皆さんに押しつけるというような本会議の御議論ありましたが、全くそういうことではございません。以上です。

委員長 ほかにございますか。ないですか。よろしいですか。

じゃ、質疑を終了いたしまして、討論を行います。ありませんか。

柴田博委員 この議案についてですが、国から言われている職員、地方公務員の給料、国の国家公務員に準じて地方公務員についても減らせという、そういう要請について、市長はこれまで合併以来、職員数も減らしているし、それから給与でもそんなに多くはない。それから交付税がその分減らされたとしても福祉施策等にそれが何も及ぶことはないという判断をされて、管理職を除く一般職の給料を削減しないという、そういう判断は非常に賢明な判断だというふうに思いまして、非常に評価するものであります。で、私はその後がやっぱりちょっと違うと思うんですが、とは言っても市民感情があるからということで今回28号だけではありませんが、このような条例改正をしたいということでもあります。私はそうではなくて、19市の中でも今、塩尻市だけですね、一般職について減らさないというふうに言っているのは、そういう考えをきちっと市民に説明していただいて、こういうことだから塩尻市としてはやらないよというようなことを説明していただいて、市民にわかってもらうというほうが本来の筋ではないかなというふうに思いますので、率がどうかというような話は別にしてですね、今回このような形で特別職の給料を減らすということについては、やるべきではないというふうに今でも思っておりますので、この議案については反対をさせていただきます。以上です。

委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 いいですか。じゃ、討論がないようですので、討論を終了いたしまして、議案第28号塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例及び塩尻市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、反対意見がありますので、採決により挙手にて行いたいと思いますが、議案第28号を原案どおり認めることに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔挙手多数〕

委員長 挙手多数です。よって、議案第28号塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例及び塩尻市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例については可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第29号 塩尻市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

委員長 議案第29号塩尻市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

人事課長 続きまして議案関係資料の次のページ、4ページをお開きください。議案第29号塩尻市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をお願いします。提案理由でございますが、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、一般職の職員の給与を減額することに伴い、必要な改正をするものでございます。

2番、概要につきましては、平成25年10月から平成26年3月までの間に支給する一般職の職員の管理職手当の月額を10%引き下げるものでございます。

改正の中身につきましては、次の5ページ新旧対照表をごらんください。議案第28号と同様にこの減額措置が来年3月までの期間限定のものでございますので、本則ではなく附則で処理させていただきます。1から8の後に左側の改正案ですが、9としまして、平成25年10月から平成26年3月までの間管理又は監督の地位にある職員のうち、別に定めるものに支給する、この別に定めるものというのは、管理職手当の支給対象者広い意味で部長、課長を指します、に支給する管理職手当は第11条の2の規定にかかわらず、これは本則の中で部課長に対して規定されている管理職手当の額を指しております。同条に規定する管理職手当の月額から、当該管理職手当の月額の100分の10に相当する額を減じて得た額とする。10としまして、前項の規定にかかわらず、第16条の3に規定する地域手当の月額の算出の基礎となる管理職手当の月額については、この限りでない。地域手当の算出の中には通常管理職手当が入っているものですから、今回、管理職手当は減額しますけれども、それは地域手当へは反映させないということをごうたっております。これによりまして、対象が部長から担当課長まで、延べ75人おりますが、が対象になりまして、6カ月の総額24万8,370円を減額するものでございます。

条例の施行等につきましては、平成25年10月1日から施行するものでございます。以上です。

委員長 それでは質疑を行います。質問がありましたらお願いします。

柴田博委員 この問題については全協で説明があったときに、職員組合のほうには話したのかって話を質問したら、まだ話してないけど、決まればそういう話をしたいという話だったと思うんですが、その辺については

現状ではどうかということと、話してあるとすれば、組合のほうは管理職手当の削減についてはどのような見解をお持ちなのか、わかれば教えてください。

人事課長 全協のときのそのような答弁を踏まえまして、多分翌日の新聞等には全て出るという予測のもとに、全協の日の夕方、組合の役員を集めまして、この全協の内容について御報告という形でさせていただきました。御報告というのは、組合員を対象にした部分については今回対象としてないものですから、一応、管理職以上についてこういう対応をさせていただくということで報告をさせていただきました。組合の役員につきましては一応、自分達と直接関係ないものですから、一応了解したということで、非常にありがとうございましたという、お褒めの言葉をいただきました。以上です。

委員長 いいですか。ほかにございますか。

中原輝明委員 今、関連だけでも75人、関係者。

委員長 そうです、はい。

中原輝明委員 それで、その手当は課長からどんな順序にどのくらいずつあるの、月、手当、部長課長の。ちょっと数字であらわしてよ。

人事課長 上から4段階ありまして、部長職につきましては、月に6,993円減額になります。これが15人対象になります。それから次長、副事業部長につきましては、月に5,600円減額になりまして、対象が9人ございます。それから課長職につきましては、月に5,100円減額になりまして、対象が41人おります。それから担当課長につきましては、月額4,700円、月に減額になりまして、対象が10人ということということで、計75名でございます。

委員長 よろしいですか。

中原輝明委員 まあ、そのぐらいで置くわ。

委員長 ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、質疑を終了し、討論を行います。ありませんか。

柴田博委員 この議案についても、前の28号と同様な理由で反対をさせていただきます。

委員長 ほかにありますか。ないですか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 それでは討論を終了いたします。議案第29号塩尻市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、反対意見がありますので、挙手により行いたいと思います。議案第29号について原案どおり認めることに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔挙手多数〕

委員長 挙手多数です。議案第29号塩尻市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第17号 字の区域の廃止について

委員長 議案第17号字の区域の廃止についてを議題といたします。

安全・施設整備担当部長 それでは議案17号について御説明をさせていただきます。関係資料のほうの22、23ページをごらんいただきたいというように思います。字の区域の廃止について、提案理由でございますが、信州Fパワープロジェクトの事業用地の開発に伴い、当該事業区域内の字（小字）であります。区域を廃止することについて、地方自治法第260条第1項の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

概要でございますけれども、信州Fパワープロジェクト事業区域内にある字（小字）を廃止するもので、塩尻市大字片丘の字（小字）を廃止する区域につきましては、枠の中に書いてございますが、字につきましては5つ、筆数につきましては54筆になりますが、これにつきまして字の廃止をさせていただきたいというものでございます。

位置図につきましては、右のページをごらんいただきたいと思っております。効力発生につきましては、地方自治法第260条の第2項の規定によりまして、公告の日から効力が発生するものでございます。

一言つけ加えさせていただきますと、開発工事が完了した時点でこの区域、分筆等が出てまいります。そんな関係で事業用地内の筆の整理をする、合筆をしたいということの目的で行うものでございますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

委員長 それでは質疑を行います。委員の皆さん、質問がありましたらお願いします。

柴田博委員 23ページの位置図のところ、範囲の中に四角くちょっと太線で囲ってあるところ、これは廃止しないということですか。

安全・施設整備担当部長 これは鉄塔敷になりますので、市の所有地ではありませんので、除いてあるということになります。以上です。

柴田博委員 ということは、ここは、住居表示でいけば、字はそのまま残っているという解釈でいいわけですか。

安全・施設整備担当部長 そうなります。

柴田博委員 いいです。

委員長 ほかにありますか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 では質疑を終了し、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第17号字の区域の廃止については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第17号字の区域の廃止については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第18号 塩尻市国民健康保険榎川診療所の指定管理者の指定について

委員長 議案第18号塩尻市国民健康保険榎川診療所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

市民環境事業部長 それでは、お手元の議案関係資料24ページをお開きください。議案第18号塩尻市国民

健康保険榑川診療所の指定管理者の指定についてということでございます。まず提案理由でございますけれども、塩尻市国民健康保険榑川診療所の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

概要でございます。塩尻市国民健康保険榑川診療所の指定管理者に、次の者を指定するものであります。施設の名称につきましては、塩尻市国民健康保険榑川診療所。施設の所在地は、塩尻大字木曾平沢1475番地。指定の相手方は、塩尻市大字宗賀1295番地、医療法人社団敬仁会理事長小松喬。指定の期間は、平成26年4月1日から平成33年3月31日までという内容でございます。

若干これまでの経過等について、説明をさせていただきたいと思っております。本年の6月の定例会におきまして、この診療所の指定管理にかかわる条例の議決をいただいております。その後、約1カ月間にわたりまして、公募を行いまして、1団体からの応募がございました。8月1日に塩尻市公の指定管理者選定審査会において、指定管理者の応募団体を選定をしていただいたというところでございます。その結果、ここに書いてございますように、医療法人敬仁会ということで、おなじみの内容では桔梗ヶ原病院を経営する医療法人であるということで、その他、老健施設等の経営もしているところでございます。

審査会における主な選定理由としましては、幾つかございますけれども、大まかに3点ほど御報告を申し上げます。主な選定理由としましては、1としましては、既存施設及び機能を総合的に投入した地域包括ケアシステムの構築を中心とした医療サービスの充実が期待できるということで、地域医療、それから介護だとか、そういう福祉の部分も含めたですね、地域の包括的なケアシステムの対応が可能であるというところであります。ちなみに現地には老健施設の整備もされている医療法人でございます。2つ目としましては、地域における医療介護の実績もあり、事業者のノウハウを生かした診療所機能の働きができるということでありまして、地域の中에서도いろんな介護福祉サービス等の事業も展開されているところでございます。3つ目としましては、現在進めている介護予防サービス等の連携による市民サービスの充実が期待できるというところで、現在の診療所の機能を十分発揮させていただきながら、地域医療に貢献をしていただくというところで評価をいただいて、選定をしていただいたという内容でございます。

今後の予定について若干述べさせていただきます。ここで、今回の議会で議決をいただきましたら、土地指定管理にかかわる事項について、当該法人とですね、基本協定、あるいは年度協定を中心とした具体的な事業内容について、来年の4月以降、展開すべく内容についてつくってまいりたいというふうに考えております。また来年の3月の議会におきましては、それにかかわる予算等の議決を議会のほうに御提案申し上げて、対応してまいりたいというふうに考えている次第でございます。私からは以上です。

委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さん、ありましたらお願いします。

副委員長 現在の先生はそのままお勤めされると思うんですけども、この制度になったときに、身分がどんなふうになるのか、それと同意、先生はされているのか、まずその2点についてお聞きをいたします。

市民環境事業部長 私ども、この指定管理を進めるに当たりまして、幾つかの課題、あるいは今後のことを考える中でですね、やはり今現在の榑川診療所のおかれている状況は、どういう状態であるかということを考えました。その1つの結論としては、大変地域の住民の皆さんに信頼されている医療機関だということで、具体的に申しますと、例えば先生や医療スタッフの皆さんがですね、どこどこにどういうおばあちゃんがいる、その例

例えば息子はどこに勤めているというようなことも、ちゃんと御承知いただいている医療機関です。まさに村のかかり医ということで、これは大きな私どもは榑川診療所の財産だというふうに考えておりますので、ぜひそういう中ですね、医療スタッフもですね、現在のスタッフが指定管理後も継続をして勤めていただくというところで、今回の指定管理の募集の中で、そういった問題についてはですね、募集要項の中で前提とさせていただいて、指定管理に取り組んでいただくというところで募集をかけさせていただいておりますので、現在、先生も含めてですね、これから具体的な接触と言いますか、中身が決まっていきますけれども、引き続き勤めていただけますし、医療法人側も御承知の上だというふうに理解をしている次第であります。以上です。

副委員長 済みません。身分はどうなんですか。

市民環境事業部長 現在、榑川診療所は該当する職員が8名おりまして、うち2名が市の職員、それから6名が臨時嘱託職員ということになっております。市の職員2名につきましては、今後派遣協定を医療法人側と結ばせていただきまして、派遣申請、派遣をしてまいりたいというふうに考えております。それから残りの今臨時嘱託職員の皆さんについては、現在の契約期間は1年でございますけれども、今度医療法人側ですね、雇用形態についてはこれから具体的にはなりますけれども、引き続き雇用していただくようお願いを申し上げているところでございます。

副委員長 ありがとうございます。

委員長 ほかに。

山口恵子委員 今回、指定管理を指定をするということで、その指定する内容のことについてお聞きしたいんですけど、業務というか事業のそれぞれの内容により、責任の所在がどのようになっているか。それもきちんとお互いに納得した上でこういったことになっているのか、その点についてお聞きします。

市民環境事業部長 指定管理をするにつきましては、私どもは募集要項の中、あるいは仕様書の中でですね、明確なリスク管理についての分担表をですね、事前に相手方にも示してありまして、その中で幾つかのいろんな項目がございます。そういうものについてはですね、あらかじめ募集要項の中で指定させていただいておりますので、そういう中で、例えば医療行為の中で問題があれば、これは医療法人側の当然責任でございますので、そういったものについても定めた上で、また協定の中でも具体的に結んでいくという内容でございます。

山口恵子委員 やはり、今回医療機関ということで、医療事故とかあってはならないんですけども、そういったときの責任の所在とか対応をきちんと初めの段階で決めておくことは、やはり大事なことだというふうに思います。

もう1点よろしいですか。

委員長 はい、どうぞ。

山口恵子委員 今回、これを指定した相手先は、夜間医療とか救急医療はどのような形で対応されるのかお聞きします。

市民環境事業部長 今回の指定管理につきましてはですね、平たく言えば、現在の地域のいわゆる村のお医者さんとしての、医療の水準を落とさないようにまずは継続していただきたいというのが大前提でございます。その中で私どものほうもですね、例えば休診日の問題だとかいろいろございますので、そういう部分についてはですね、可能な範囲の中で十分対応させていただくということで、いろいろな例えば、今の先生がおいでに

ならないときに、何らかの形で先生の対応をしていただくとかですね、そういう部分はこれから協議の中で具体的にはしてもらいたいとは思っております。それから医療法人も大きな医療法人でございますので、診療所の機能で十分でない部分が多々ありますので、そういう部分はいわゆる病診連携という中でですね、今持っている医療法人さんの機能をですね、十分診療所の中でも、間接的にはなると思いますがけれども発揮していただくというところを、狙ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

委員長 いいですか。ほかにございますか。

柴田博委員 先ほどの説明で、医師を含め今働いていらっしゃる方についてはそのままというお話だったと思うんですが、敬仁会のほうから誰か管理されるような方というのは、常駐するような形になるのでしょうか。

それともう1点は、先ほど正規職員2名については派遣という形にしたいということでしたが、その場合の人件費等はどうなるのかをお願いします。

市民環境事業部長 基本的には、現在市で従事している職員の皆さんはですね、もちろんこれから交渉の中で、御本人の個別事情の中で変わる可能性は当然ありますけれども、診療所の勤務をしていただけたらというふうに思っておりますし、具体的な管理経営につきましては、当然医療法人がやっていくわけですので、どういう形態で診療所のところに常駐するかどうかということにつきましては、これから具体的に協議をしてみたいというふうに考えております。それから派遣職員につきましては、基本的に給料につきましては、利用料金制を指定管理者制度の中では、楢川診療所については導入させていただきたいと思っておりますので、診療報酬等の収入で、市から派遣した職員についてもですね、そこから給料を支払っていただくというところに対応してまいりたいというふうに考えている次第です。

柴田博委員 利用料金制ってということだと、特に今も経営についてはとんとんですよ、ほとんど。そういう形で特に指定管理にするということで市のほうから持ち出しというか、お金をつけてというような形は考えていないという、そういうことでいいですか。

市民環境事業部長 また後ほど補正予算の中で出てくると思いますが、今回この指定管理の中ではですね、先ほど言いましたように、収支はほとんどと言いますが、均衡しているわけでありまして、本来の医療費だけの部分で言いますと、大体300万円くらいの赤字経営になっております。その部分については、最初の時点では指定管理料という形ですね、お支払いをさせていただきながら対応させていただければというふうに考えている次第です。

柴田博委員 いいです。

委員長 いいですか。ほかにございますか。

森川雄三委員 指定管理制にするという中でですね、1件でも該当者が出てきていただいてよかったなと感じております。また今まで地域の医療機関として、本当に先生を含めてよくやっていた中で、今度は扱いがそういう民間の業者と言いますから、医療機関ということなものですから、ぜひですね、今までと変わらぬ、またそれ以上のひとつ医療事業ってものを進めていっていただきたいと、こちら辺はぜひ監督機関としてですね、行政のほうでしっかりとその監督をしていっていただきたいと、これだけはぜひお願いをしておきたいと思えます。あとはいいです。要望としておきます。今、柴田委員のほうから話が出たで。

委員長 要望でいいだね。ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないですか。それでは、質疑を終了いたします。討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第18号塩尻市国民健康保険榑川診療所の指定管理者の指定については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第18号塩尻市国民健康保険榑川診療所の指定管理者の指定については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第30号 塩尻市庁舎耐震化・大規模改修工事（建築主体工事）請負契約の締結について

委員長 議案第30号塩尻市庁舎耐震化・大規模改修工事（建築主体工事）請負契約の締結についてを議題といたします。

安全・施設整備担当部長 それでは、議案追加関係資料6ページ以降で御説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。議案第30号塩尻市庁舎耐震化・大規模改修工事（建築主体工事）請負契約の締結についてでございますけれども、提案理由でございます。塩尻市庁舎耐震化・大規模改修工事のうち建築主体工事に係る請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

概要でございますけれども、まず契約の目的でございますが、塩尻市庁舎耐震化・大規模改修工事（建築主体工事）でございます。入札方法につきましては一般競争入札、平成25年9月5日に入札を行い、参加業者につきましては、2特定建設工事共同企業体でございました。落札金額でございますけれども、消費税込みで3億6,540万円ということでございます。工期につきましては、平成27年3月25日、相手方でございますが、岡谷・清沢土建特定建設工事共同企業体、代表、構成につきましては、そこに書いてあるとおりでございます。

3番目に工事の概要について御説明申し上げます。工事の概要につきましては、鉄骨ブレース補強、それから柱鉄板巻立補強、外壁耐震改修、議場天井耐震改修、エレベーター改修、トイレ改修、屋上防水改修、内装改修などがございます。位置図等につきましては、7ページ以降11ページまでに書いてございますので、ごらんをいただきたいと思ひます。

続けてやりますか、1つずつでよろしいでしょうか。

委員長 そうだね、ちょっとさっき1つずつにしちゃったで、1つずつ。

安全・施設整備担当部長 じゃあ、よろしくお願ひいたします。

委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さん、ありましたらお願ひします。

柴田博委員 お願ひですけれども、資料としてですね、入札経過書、どんな具合だったか、入札の内容が、ぜひ見せていただきたい、提出していただきたいと思ひます。あわせてこの議案だけじゃなくて、31号、32号についてもそのようにお願ひしたいんですが、いかがでしょうか。

安全・施設整備担当部長 用意させていただきます。今。

委員長 今すぐ間に合うかい。

安全・施設整備担当部長 後でいいです、今でいいですか。

柴田博委員 いいです。後でいいです。

安全・施設整備担当部長 後でいいですか。

柴田博委員 今、間に合えばすぐお願いします。

委員長 それじゃあ、やってる間でということで、ほかには、よろしいでしょうか。

それでは、質疑を終了し、討論を行います。ありませんか。

柴田博委員 ちょっと待てない、やっぱり。すぐ来るならちょっと待とう。

委員長 ちょっと途中ですけれども、お昼にして午後1時ちょうどに再開したいと思いますが、よろしくお願
いします。じゃあ休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午前12時58分 再開

委員長 少し早いです、休憩を解いて再開をしたいと思います。午前中に議案第30号の説明をいただきま
したが、内容が関連します、議案第31号、議案第32号を、提案を一緒にしていただきたいと思いますが
よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

議案第31号 塩尻市庁舎耐震化・大規模改修工事（機械設備工事）請負契約の締結について

議案第32号 塩尻市庁舎耐震化・大規模改修工事（電気設備工事）請負契約の締結について

委員長 それでは、議案第31号塩尻市庁舎耐震化・大規模改修工事（機械設備工事）請負契約の締結につい
て、議案第32号塩尻市庁舎耐震化・大規模改修工事（電気設備工事）請負契約の締結についての説明を求めま
す。

安全・施設整備担当部長 それでは先ほどに引き続いて、議案追加関係資料の12ページ以降を御説明させて
いただきますのでごらんをいただきたいと思います。議案第31号でございます、塩尻市庁舎耐震化・大規模改
修工事（機械設備工事）請負契約の締結についてでございます。提案理由につきましては先ほどと同じござい
ますけれども、庁舎耐震化・大規模改修工事のうち機械設備工事に係る請負契約締結について、同理由によりま
して、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の概要でございますが、契約の目的といたしましては、塩尻市庁舎耐震化・大規模改修工事（機械設備工
事）でございます。入札方法等につきましては一般競争入札、入札日は平成25年9月5日、参加業者は4つの
特定建設工事共同企業体でございました。落札金額につきましては、3億1,153万5,000円。工事期間
につきましては、平成27年3月25日まで。相手方につきましては、企成・南信管業特定建設工事共同企業体
でございます。代表、それから構成員につきましては、そこに記載されているとおりでございます。

工事の概要につきましては、冷暖房設備改修、給排水設備改修、換気設備改修などでございます。

続きまして、議案第32号でございますが、同じく改修工事にかかわります電気設備工事の請負契約の締結に
ついてでございます。提案理由につきましては、先ほどと同様の理由につきまして、庁舎の耐震化大規模改修工

事のうち電気設備工事に係る請負契約を締結するについて、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の概要につきましては、まず目的でございますが、塩尻市庁舎耐震化・大規模改修工事（電気設備工事）でございます。方法等につきましては、一般競争入札、入札日は先ほどと同じ、9月5日でございます。参加業者につきましては、4つの特定建設工事共同企業体でございます。金額につきましては、2億3,782万5,000円でございます。工事期限につきましては、同じく平成27年3月25日。相手方につきましては、アイネット・小松電気設備特定建設工事共同企業体でございます。代表者、構成につきましては、そこに記載されているとおりでございます。

工事の概要につきましては、受変電設備改修、それから非常用発電設備改修、照明器具設備改修、幹線動力設備改修、太陽光発電設備設置などでございます。

なお、先ほど、柴田委員さんのほうから、入札の経過書の資料をとということで言われておりましたので、お手元のほうに配付させていただきましたので、ごらんをいただきたいと思います。説明は以上でございます。

委員長 それでは、質疑を行いたいと思います。質問のある方、お願いします。

柴田博委員 それぞれの工事の中身については何もありませんが、工事の中で、例えば1階の市民課ですか、税務課、それから収納課、あのあたりの、市民が訪れて窓口で対応しなきゃいけない部分については、そのままずっとできるということで、前の全協などでは説明があったと思うんですけど、その辺は変わりなしでいいですか。

安全・施設整備担当部長 直接市民が来庁されて一番関係する1階については、工事については原則、土曜、日曜日または夜間ということで考えております。なお、どうしてもできない場合が出た場合につきましては、またその辺は最終的に担当課等と調整しながら、多少移動していただくようなことは出てくるかと思いますが、原則そのようにしていきたいというように考えております。

柴田博委員 同じく、職員の仕事をしている場所についてですけど、今の時点で例えばどうしてもここは、この間はどっかに移動しなきゃいけないとあって、そういうような形になっているところがあれば教えてください。どこへ移動するかも含めて。

安全・施設整備担当部長 現段階で、どうしても移動をとということになりますと、図面を見ていただきますと、例えば8ページとかになりますけれども、2階の部分をごらんいただきますと、筋交い、鉄骨のブレースが入るところがございます。こういうところは作業的には、3メートル、3メートル両側は最低必要になりますが、6メートルぐらいの作業ヤードが必要になりますので、この部分については移動が必要になってまいります。ですから、その辺についてはどちらへ今後移動していただくかということになれば、基本的には、必要によっては北庁舎を1つの移動先ということで確保させていただいてございます。また場合によっては5階の大会議室、これも考えております。ただ5階につきましては、確定申告等あった場合については、そちらを優先したいというふうに考えておりますので、その工事の時期時期によってですね、少しずつ場所が変わってくると思いますので、その辺については施行契約がされた段階で詳細に工程を組みながら、担当する部課と調整をしながら、また季節の問題もございまして。特に1階については窓を全部取り壊してやり直すというようなこともございまして、空調関係の機械だったら、やはり夏場とか冬場の工事は控えなきゃなりませんので、そういうものもろもろこれから施工業者が決まりましたら調整してですね、割り振りながら、時期時期を見ながら細かくやっていかなきゃいけ

ない、そんなことで、ちょっとくどくなりましたけども、移動が必要になった場合については、北庁舎、または大会議室等を準備して進めてまいりたいというように考えております。

柴田博委員 いいです。

委員長 いいですか。ほかにございますか。ありませんか。

中原輝明委員 この改修するにあたっては結構だけども、この内容について冷暖房施設で、ときに比較的新しいものがある、利用できるものは市内の小中学校とか保育園ってような関係の、ほかの団体でもいいが、利用できるものがあるのかないのか、あれば使ったほうがいいような気がするけれど。ただ問題は、機械が古いもんではいけませんが、ある程度のもんなら、冷暖房がなくて暑くて困っている場所もあるような気がする。だからそれも利用できるものがあつたら、するような考えを持っているのかいないのか。何でも全部取り壊して捨てるじゃなくて、利用できるものは利用する必要があると俺は思うんだけど、どういう考えでいるの。

安全・施設整備担当部長 できる限り、使える物は使ってということでございますが、そのとおりだというように思って、実施設計の段階も、できる限りそのように努めてきているつもりでございます。ただ1つには、空調関係につきましては、当初は今ある、地下にあります冷温水器というのが、機械がありまして、その水を冷やしたり温めたりしながら循環させているわけですけれども、こういう機械も使おうと思ったんですが、やはりもう実際だめだということでありまして、考え方としては使える物は使っていく、そういう考え方で進めております。

中原輝明委員 了解。

委員長 ほかにございますか。ないですか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 なければ、質疑を終了し、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第30号塩尻市庁舎耐震化・大規模改修工事（建築主体工事）請負契約の締結について、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第30号塩尻市庁舎耐震化・大規模改修工事（建築主体工事）請負契約の締結については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

それから、議案第31号の同じく塩尻市庁舎の機械設備関係についても御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 それでは原案のとおり、認めることにし、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第32号 同じく電気設備工事の関係も、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第32号についても、原案のとおり、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第22号 平成25年度塩尻市一般会計補正予算（第2号）中 歳入全般、歳出2款総務費、4款衛生費

委員長 続きまして、議案第22号平成25年度塩尻市一般会計補正予算(第2号)中、歳入全般、歳出2款総務費、4款衛生費の関係について、説明を求めます。

人事課長 では歳出のほうから先に説明させていただきます。補正予算第2号、議案集の16ページ、17ページをお開きください。一番上の2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の共済費で、嘱託員報酬の嘱託員雇用保険料87万4,000円、また臨時職員給与費の臨時職員雇用保険料97万9,000円の追加をそれぞれお願いするものですが、25年度の雇用保険料につきましては、24年度の支払総額に保険料率を掛けて算出するものであり、ここで24年度の支払総額が確定したことにより、雇用保険料が確定したものでございます。なお、保険料率については変更ございません。以上です。

財政課長 次、17ページの基金積立金をお願いいたします。財政調整基金元金積立金につきましては、24年度の決算剰余金、3億9,000万円余でございましたが、これが確定に伴いまして、地方財政法の規定により、基金に積み立てるものでございます。それが2億7,400万円余ということでございます。また減債基金元金積立金4,000万円につきましては、市場公募債、5年満期一括償還、27年度になりますけれども、それに備えまして、その分の1年分としての元金を積み立てるものでございます。

情報推進課長 次の行政情報等ネットワークシステム整備事業の電算機器使用料でございますが、タブレットと言われます多機能携帯端末を利用しまして、会議で使う会議資料を紙でなく画面で見てもらうことによりまして、資料作成にかかわる紙代とかコピー代の削減を図るために、タブレット30台と、タブレットを利用した会議システムの関係の使用料をお願いするものでございます。よろしく申し上げます。

市民環境事業部長 続きまして、次のページ、18、19ページをお願いいたします。4款の衛生費の1項保健衛生費でございます。低体重児等を対象としました未熟児養育医療給付事業の補正でございまして、370万円をお願いするものであります。当初年度に予算をふえさせておりましたけれども、予定以上に申請等がございますので、ここでお願いするものであります。

財政課長 続きまして、歳入を説明をさせていただきます。10ページ、11ページをお願いいたします。まず、13款使用料及び手数料でございます。11ページの説明欄、駐車場使用料(旧駐車場事業分)でございます。駐車場事業会計の閉鎖に伴う精算でございまして、当初3月の末分の3日分を計上しておりましたけれども、いずれも3月中に納入となったため、その当初予算計上額そのままを減額をするものでございます。

次に国庫支出金でございます。説明欄、未熟児養育医療費負担金でございます。未熟児養育医療費の給付額の増加に伴いまして、国保連の審査集計委託料の補正、ただいま説明申し上げました補正がございますけれども、これに対する2分の1の国庫補助金でございます。

次にその下、自立支援教育訓練補助金1万9,000円の増額でございますが、母子父子家庭の経済的自立を支援をいたします、自立支援教育訓練給付金、この支給対象者が1名増加したための増額補正でございます。補助率につきましては、4分の3という内訳になっております。

次にその下、農業費にまいりますけれども、農業農村整備事業補助金1,190万円の増額補正でございます。震災対策農業水利事業ということでございまして、歳出の19ページのほうにもございますけれども、1つは、みどり湖の震災対策といたしまして、ボーリング調査、それからハザードマップ等作成、こういった経費がございます。それから、市内の農業用ため池、これを県と共同して一斉点検を行いますけれども、市が実施をいたし

ます21カ所分の調査にかかわる補助金、この3本の補助金の合計額というものでございます。

続きまして、土木費の補助金にまいります。社会資本整備総合交付金（道路）2,200万円の増額でございますが、歳出の21ページに幹線道路整備事業5,000万円の補正がございます。上西条跨線橋の補修及び耐震補強工事にかかわる交付金でございまして、4,000万円の補助率100分の55で計算をさせていただいております。

次、教育費でございますけれども、小学校の補助金として、また中学校の補助金として、それぞれ理科教育設備整備事業補助金がございます。小中学校の理科教育設備にかかわる消耗品と備品購入費の補正をお願いをしておりますけれども、この国庫補助内示に伴います2分の1の補助金の増額補正でございます。

次のページをお願いいたします。13ページの説明欄、県の支出金のほうにまいります。未熟児養育医療負担金、さきに国庫負担金で説明をさせていただきました。県負担金の補助率につきましては4分の1という内容になっております。

次、民生費県補助金で、障害者自立支援対策特別対策事業補助金4万1,000円でございます。これは平成24年度までに障害者自立支援法に規定する、障害サービス事業所へ移行した事業所があるわけなんですけれども、新体系移行後の報酬が、旧体系における報酬額のこの90%を下回る場合、その差額について助成をするというものでございまして、該当施設が3カ所分でございます。その差額分の経費が5万5,800円ございまして、4分の3の補助率ということで4万1,000円になっております。

次、木育推進事業補助金でございます。50万円でございますが、子ども広場で予定をしております木育フェスティバルを対象とした10分の10の補助金でございます。限度額も50万円でございますが、歳出も同額を計上させていただいております。対象が講師謝礼、それから消耗品、備品購入というものでございます。

次に農林水産業費の補助金にまいります。経営所得安定対策直接支払推進事業補助金48万3,000円でございますが、この名称、経営所得安定対策につきましては、これまで農業者戸別所得補償制度で、名称が変わったものでございます。内容につきましては同じでございますが、米の生産調整にかかわる事務費の補助分として配分の追加があったものでございます。その下に信州農業6次産業化推進事業補助金128万円でございます。これはJA塩尻市が実施をいたします、6次産業化事業に対する補助金でございます。歳出も同額を計上させていただいております。内容につきましては、6次と申しますのは、地域の創意工夫を生かした新商品開発などを行うというものでございまして、計画しているものは、ワイン用ブドウの搾汁後の残渣をこれが産廃にならないように、食材や土壌改良材として有効活用しようという内容でございます。

次に16款財産収入でございます。土地建物貸付収入で、信州Fパワープロジェクト用地貸付料137万円を計上させていただきました。開発行為認可後の賃貸借契約の締結を見込みまして、貸付面積12.95ヘクタール、この7カ月分の貸付料を計上させていただいたものでございます。金額の内訳でございますけれども、初年度273万円に対しまして、月割り365日分の212日ということで算出をさせていただいております。

次17款寄付金でございます。民生費寄付金として2,898万円の計上をさせていただきました。これは次のページの福祉基金繰入金と関係がございますけれども、財源の振りかえ、組みかえということでございます。内容につきましては、介護予防拠点整備事業、これは本山、それから棧敷区の施設、計画しておりました公民館

施設でございますけれども、これに交付金の内示がございました。交付金の名称は、地域介護福祉空間整備交付金ということでございます。この交付金は工事費と備品購入費で、6,400万円の交付金が見込めますので、それを超える部分につきましては、地元から寄附金という形で費用負担をしていただくものでございます。当初予算につきましては、この採択が不明でございましたので、この分を次のページにございます福祉基金を充当をさせていただいたということでございます。今回の組みかえにつきましては、工事がこれから発注しまして、工事管理費にかかわるものにつきましては市が持つということで、この分には福祉基金を充当させていただく予定でございます。

次のページをお願いいたします。14、15ページ、最初の福祉基金繰入金はただいま申し上げましたとおりです。

次、19款繰越金でございますが、前年度繰越金3億5,500万円余でございますが、先ほど申し上げましたように24年度の決算剰余金が確定いたしましたので、当初予算で計上いたしました3,500万円との差額を補正するものでございます。

次に20款諸収入でございます。雑入でございますが、未熟児養育医療費一部負担金38万円でございます。先ほど国、県支出金の説明をさせていただきましたけれども、世帯の所得状況に応じまして、保険負担分の範囲内で基準月額をもとに利用者からの負担金がございます。この分の38万円を計上させていただいたというものでございます。

次の商工費雑入、自動販売機設置料、決算剰余金、いずれも旧駐車場事業会計に伴うものでございます。当初予算、特に決算剰余金につきましては、当初予算3,000万円を計上させていただきましたけれども、3,374万7,000円で確定いたしましたので、その差額分を補正させていただいたものでございます。

最後に市債になります。まず公共事業等債（県営農道整備）でございますが、アルプスグリーンロード、岩垂大橋を渡った山形村寄りの舗装100メートル区間につきまして、県の県営農道整備事業が追加実施をされます。その市の負担分、これが425万円でございますけれども、それにかかわる起債の充当でございます。またその下の道路につきましては、先ほど申し上げました上西条跨線橋補修耐震改修工事にかかわる起債でございます。

続きまして、前へ戻っていただきまして、4ページをお願いいたします。第2表の債務負担行為補正でございますけれども、本議案の20号にもございますけれども、みどり湖駅構内の第1上西条跨線橋外3橋、この補修及び耐震補強工事委託につきまして、施行方法等々の見直しに伴いまして、契約額の増、期間につきましても平成26年度まで延長となりましたために、その限度額と期間を追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。第3表地方債補正でございます。先ほど市債で説明させていただいたとおり、県営農道整備と上西条跨線橋改修にかかわる公共事業等債を追加するものでございます。以上でございます。

委員長 それでは、質疑を行います。質問のある方、委員の皆さんお願いします。

柴田博委員 歳出の中に、ここの担当ではありませんけれども、土木費の中に住宅リフォーム補助金というのがありますが、その財源については歳入のほうではどこかあらわれてくる場所はあるのでしょうか。

財政課長 このリフォーム補助金にかかわる特定財源はございません。

柴田博委員 一般財源で1,000万円ということに、歳出のところを見ればわかるんですけど、それは歳入のほうのどっかの中にその分も含まれているという、そういうことでいいわけですか。

財政課長 9ページをごらんいただくと、それぞれ款別に補正額の財源内訳というものがございます。この中にリフォーム補助につきましては、土木費にかかわりますので、その2, 868万円余の一般財源、この中で対応するというものでございます。

柴田博委員 いいです。

委員長 いいですか。ほかに。

副委員長 歳出の一番最後の情報開発費のところの、タブレットを使用して紙ベースを画面ベースという先ほど説明がありましたが、もうちょっと詳しく話していただけませんか。要はどういうところに使って、どんなふうというふうな、ちょっとよくわからないものですから。

情報推進課長 タブレットと言いまして、閲覧機能を優先した軽量のスマートフォンよりも画面の広いものを使いまして、会議で使う資料につきまして、サーバーにデータを置きまして、それを会議で使います。タブレットなもんですから、会議室に線とかも必要なくて利用することが可能でございます。一応今考えていますのは、庁議とか、政調プロとか部長さん次長さんたちが使うところでまず使っていただきまして、またそこからいろいろな会議で利用をふやしていきたいというような考え方を持っております。以上です。

副委員長 よくわかりました。

委員長 ほかにございますか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 それでは、質疑を終了します。討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第22号平成25年度塩尻市一般会計補正予算（第2号）中、歳入全般、歳出2款総務費、4款衛生費について、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第22号は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

請願9月第4号 憲法第96条の発議要件緩和に反対する請願

委員長 それでは、ここで請願のほうへ入らせていただきたいと思いますので、ちょっと議案途中でございませけれども、請願9月第4号憲法第96条の発議要件緩和に反対する請願についてを議題といたします。説明者がおいでになっておりますので、最初に説明者小澤さんからの説明を求めます。

請願説明員 長野県の平和委員会から来ました小澤と言います。勤務は木曾青峰高校ですが、在住は旧槽川村の贄川ということところに住んでおります。今度請願を出しましたのは、96条憲法改正規定についてということで、この96条は皆さん御存じのように、この日本国憲法が硬性憲法だと言われる、その一番根幹になっている部分です。つまり簡単に変えることはできないということで、憲法というのはほかの法律と違って、国家の枠組みを形づくるもの、コンスティテューションと言いますけれども、これが簡単に変えられるようでは、さまざまな主権者としての国民の権利だとか体制が揺らぎますので、これはやっぱり変えてはならないものだということふうに考えます。

1つは、変えようという方々の理由の1つに憲法9条を変えていきたい。特に憲法9条の第2項、これは戦争

ができないようにする規定ですけれども、この2項を変えることによって戦争ができるようになってしまうということになるわけで、これは憲法92条から95条まで書いてある地方自治にも大きくかかわることだろうというように思います。私は学校に勤めておりますので、実は戦前、私どもの先輩たちは戦争に協力するとして、満蒙開拓団だとか、戦争に多くの子供たちを送り出したという経過があります。そこで戦後の教育の中で我々が掲げた1つの目標は、教え子を再び戦場に送らないという決意でありました。この憲法9条を変えてですね、戦争ができるような国にするということは、再びまた過去の過ちを犯すことになるだろうということで、日本平和委員会の中には多くの教師たちがいますけれども、皆同じ気持ちでそういう活動をしているところです。先ほど申し上げました92条から95条の地方自治の問題は、私たち市民として地方自治がですね、守られているわけですが、今もし有事になった場合には、地方でこういう自治が認められることが、国家に協力させられるという形で、この塩尻市などの自治体が、そういうことに協力していかなくちゃいけないということになるわけです。ぜひ市民の平和とか安全を守るためにもぜひこの憲法全体の枠組みを変えないように、この96条の規定を緩和しないような請願、請願というが決議をぜひお願いしたいと思います。以上です。

委員長 それでは委員より質問、御意見ありましたらお願いします。

森川雄三委員 説明者が小澤さんということですね、私、近所なもんですから、大変議論しにくい場面もありますけれども、憲法ができてから70年近くなるわけですね、それでいわゆるアメリカの安保の傘のもとにですね、何となく日本は平和ぼけしてりゃしないかと、最近の国の周りの状況を見ますとですね、どうも日本、なめられてはいないかと、そんな思いを持っている一人でありますけれども、そこら辺に関してのお考えというか、そこら辺はいかがです。

請願説明員 平和ぼけというのはですね、教育現場にいて、多分教育関係についてね、お叱りを受けるということですか、そういう御意見だろうと思いますけれども、現在の日本の体制、あるいは経済も含めてですけど、経済や文化というのは、この9条に支えられて私は成り立っているんだと思うんです。例えば中近東だとか、あるいはヨーロッパだとか、あの南米諸国の国々が日本を尊敬しているのは、この9条によって戦争をしないという決意を世界に高々とですね、打ち立てていることであると。これはやっぱり信頼を裏切っちゃいけないと思うんです。もしこれが平和ぼけと言われるんならば、平和ぼけでいいのではないだろうか。むしろそういう平和ぼけの状態を世界に広げて行くような、そういうリーダーシップをとっていかなくちゃいけない。憲法前文の中にもそれが高らかにうたわれています。それから70年近くこれが経過してですね、アメリカからというような意見もありますけれども、アメリカを押しつけられたという意見もありますけれども、第24条男女の平等規定をつくった、原型をつくったと言われるベアテ・シロタ・ゴードンさん、過日亡くなりましたけれども、この方が来庁されたときにですね、アメリカでもつくっていないようなすばらしい憲法を、自分の国でもつくっていないようなすばらしい憲法を相手の国へ押しつけると言いますかと。これはやっぱり世界に誇っていい、非常に理想主義的なですね、我々が常に目指さなければいけない憲法の体制だというふうに僕は思うのですね。ですからぜひこれを現在も私たち、子供たちにこの憲法の理念を教えていますけれども、こういう体制を世界にも広げていくような意味で、お願いしたいという意味です。

委員長 ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 それでは、討論を行います。ありませんか。

柴田博委員 私は今の説明者の小澤さんの説明はよくわかりましたし、それからこれまでにこの問題については一般質問の中で、市長の考え等をお聞きしたりということもやってきております。そういう中でやはり今この時点で、今の憲法がですね、憲法であり続けるというためには、この96条を改正して変えやすいようにするということには当然反対でありますので、ぜひこの請願については採択してですね、市議会として意見書を出したいというふうに思いますので、採択に賛成です。

委員長 ほかにございますか。

森川雄三委員 私はいわゆる国民主権と言われた、いわゆる民主主義のこの国家の中でですね、両院議員の3分の2以上がなければ、いわゆる憲法改正ができないということが本当に妥当かどうか、やっぱり憲法改正をする議論を深めるためにもですね、2分の1くらいが妥当じゃないかと、私は考えます。そんな意味からして、この請願に対しては反対をさせていただきます。

委員長 ほかにございますか。

それでは賛成、反対、それぞれ意見が出されておりますので、挙手によって決めたいと思います。請願の採択に賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

委員長 挙手少数ということで否決されました。

陳情9月第2号 集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する陳情

委員長 それでは、もう1つ陳情が出されておりますので、引き続き審査を行ってまいりたいと思います。陳情9月第2号集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する陳情が出されております。説明者がおられますので、説明を求めます。

陳情説明員 たいへん貴重な時間を省いていただきましてありがとうございます。私、ただいま紹介されました山崎と申します。本来でしたら塩尻地区労働組合会議の議長の梅木が説明するところでございますが、本日、勤めによって、私、前議長をしております山崎で、今は特別監事ということで在任しております者で説明させていただきますというふうに思います。

集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する陳情書でございます。集団的自衛権についてはこれまで憲法第9条のもとで許容される実力の行使を、範囲を超えるものであり許されないとしてきました。安倍政権は、8月行使を可能にする憲法解釈の変更に向け、小松一郎駐フランス大使を充てる人事を行いました。過去60年もの間、内閣法制局長官は、法解釈の継続性や職務の専門性に基づき、内閣法制次長が承認するのが慣例でございましたが、法制局の経験もなく外務省から起用されたことは異例のことです。小松一郎氏は2006年第一次安倍内閣のときの外務省国際法局長を務めており、今回の人事は無理矢理通そうとする人事だというふうに考えているところでございます。国の安全保障政策は立憲主義を尊重し、憲法前文と第9条に基づいて策定されなければなりません。集団的自衛権をめぐる議論はこれまでに立法府において積み重ねられてきており、これを無視して強引に解釈を変えようという試みは、国会答弁を形骸化させるものであり、立法府の立場からも決して許されるものではございません。つきましては、貴議会で添付いたしました意見書案の趣旨で、国の関

係機関への意見書を採択していただけるように陳情する次第でございます。またきょうの朝日新聞を資料として提出させていただいてありますので、よろしくお願いたします。

委員長 ちょっと配ってください。

今、お手元へ資料が配付されました。これはきょうの朝日新聞だと思いますけども。近く議論が再開というような内容でございます。

それでは委員より、質問、御意見ありましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 それでは討論を行います。ありませんか。

柴田博委員 この問題については、私自身が今回の定例会の一般質問の中でやらせていただいた問題でもあり、ぜひ採択して意見書を出していきたいと思しますので、採択に賛成です。

委員長 ほかにございますか。

副委員長 今、この配られた資料を見てもですね、やっぱりまだ論議が尽くされていないような気がしますし、この委員会の中でもそんなような気がしますので、私はできれば継続審査がどうかと思いますが、そんなことでお願い申し上げたいと思います。

委員長 今、継続審査の意見が出されましたが、継続審査とするかについてお諮りをいたします。陳情9月第2号集团的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する陳情について、継続審査とすることに賛成の委員の挙手をお願いします。

それでは、お諮りをしたいと思します。陳情9月第2号集团的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する陳情について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙手少数〕

委員長 挙手少数で、否決されました。ありがとうございました。

議案第23号 平成25年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

委員長 それでは引き続き、議案について継続をしてまいりたいと思します。議案第23号平成25年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。説明を求めます。

市民課長 議案第23号国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、1ページからお願いをいたします。よろしいでしょうか。1ページをごらんいただきます。中ほど第1条にありますよう、歳入歳出それぞれ7,979万9,000円を追加いただけますようお願いするものであります。今回の補正は国庫負担金等の前年度精算に伴います補正と、財政調整基金の積み立てに伴う補正が主な内容となりますので、わかりやすいよう歳入から順を追って御説明申し上げます。

7、8ページをお願いをいたします。歳入8ページ、最初の4款療養給付費等交付金の過年度分の補正は、退職被保険者にかかわる医療給付費等に対する10分の10の交付金の精算となります。この交付金は、当該年度に概算交付され、翌年度会計において精算が行われることから、24年度の概算交付金に対する精算分として、追加交付を受けるに当たりまして、補正をお願いするものでございます。

次の前年度繰越金は、24年度会計の決算の確定に伴います補正となります。

その下の財政調整基金積立金利子は、歳出補正において1億円の基金の積み立てをお願いすることで、年度中にその預金利子が発生いたしますので、歳入において利子分の補正計上を行うものでありますが、年度中に積み立てる期間や、積み立て先の金融機関によりまして、預金利子が異なりますので1,000円の目出し計上でお願いを申し上げるものでございます。

次に歳出補正をお願いいたしますので、次のページをお願いいたします。歳出補正10ページ上段の、前年度国庫支出金等償還金の補正は、国庫支出金におきましても概算交付後に翌年度会計において精算が行われることから、24年度会計で受けました概算交付に対する精算分として、一般被保険者にかかわる医療給付費等に対する負担金と、特定健康診査及び特定保健指導にかかわる国庫負担金につきまして償還が必要になることから、その補正をお願いするものでございます。

次の予備費は最後に御説明いたしますので、その下の基金積立金のほうからお願いします。最初の黒ボツ、財政調整基金元金積立金の補正は、さきに策定いたしました国保財政健全化指針に基づきまして、計画どおり1億円の基金の積み立てをお願いするものでありますが、16年度に基金の全額を取り崩して以降、9年ぶりに基金を保有するものとなります。その下の財政調整基金利子積立金は、歳入で御説明申し上げました、目出しの1,000円分の利子につきまして、基金に積み立てを行うに当たりまして補正をお願いするものであります。

最後に中段の予備費に戻りますが、この予備費の補正は、ただいま申し上げました、歳出補正総額と前段の歳入補正総額の差額分を予備費に計上するものでございます。なお、補正後の額をごらんいただきますと、2億円余となりますが、今回の税率改定における財政見とおしでは、この額を1億5,400万円と見込みましたので、見込みを4,600万円余上回るものとなります。この増額分の4,600万円余を1億円の基金に上積みすることも考えられますが、本年度の医療給付金の支払いが、現在のところ高い伸び率で推移しておりますので、本年度会計決算が固まった段階におきまして、基金の上積みの有無につきまして検討を行いたく考えております。以上です。よろしくをお願いいたします。

委員長 それでは、説明を受けましたので、質疑を行いたいと思います。委員の皆さん、意見がありましたらお願いします。

〔「なし」の声あり〕

委員長 よろしいですか。ないようですので質疑を終了し、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第23号平成25年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第23号は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第25号 平成25年度塩尻市国民健康保険榎川診療所事業特別会計補正予算（第1号）

委員長 次に、議案第25号平成25年度塩尻市国民健康保険榎川診療所事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。説明を求めます。

市民環境事業部長 お手元の議案第25号の補正予算第1号の資料をごらんいただきたいと思います。まず最

初に歳出のほうから御説明をさせていただきます。11、12ページをお開きください。今回の補正につきましては、2件お願いをさせていただいております。最初の一般管理事務費の営繕修繕料でございますけれども、診療所の玄関の軒の天井部分が亜鉛鉄板でふいてございますけれども、これがですね、落下してしまったということで9万5,000円の補正予算で修理をお願いさせていただければという内容のものでございます。

2款の医業費の中の、医業事業事務費の備品修繕費630万円でございますけれども、これは診療所に置いてありますエックス線透視モニターのですね、コンピュータの部分が破損をしてしまいましたので、その部分の修理をさせていただくということで、大腸内検診だとか胃透視等のカメラの利用をしているものでございます。

それでは元に戻りまして、9、10ページのほうをごらんいただきたいと思います。繰越金のほかに市債でございますけれども、今説明させていただきました修理費の財源としまして、過疎対策事業債を使わせていただきたいということで、630万円の収入を見込ませていただいておりますということでございます。

それから、最後に最初の4、5ページをお開きいただきたいと思います。午前中の指定管理の関係で、若干御説明をさせていただきました。4ページの第2表の債務負担行為補正ということで、榎川診療所の指定管理料の2,100万円をお願いするものでございます。午前中御説明しましたように、当初年度は300万円を見越しておりますけれども、7年間ということで、総額2,100万円という限度額で設定させていただきたいという内容でございます。

それから5ページにつきましては、先ほど申し上げました過疎対策事業債の関係の資料となっております。説明のほうは以上で終わらせていただきます。

委員長 説明を受けましたので、質疑を行いたいと思います。質問のある方、お願いします。

森川雄三委員 この指定管理料なんですけれど、今の説明で7年間分を、いわゆるこの4月から始まるわけだね、来年。で、お支払いをすると、こういうことですか。どういふような。

市民環境事業部長 今の計画では、今2,100万円というのは、単年度300万円の限度額で7年間ということですね、債務負担行為として7年間を設定させていただくということでございます。予定どおり進めば、来年度につきましては、限度額を300万円ということの範囲内で、また改めて予算のほうをお願いをさせていただいて、26年度については指定管理料として予算計上をしてみたいというふうに考えている次第であります。ですので、26年度は300万円ということ。

森川雄三委員 そうするとせ、たしか借金の部分が5,000万円ばか、まだ公債費が残ってるって言ったね。そこら辺に關しても医療を続けながら払っていただくというふうな理解。

市民環境事業部長 ちょっと複雑と言いますか、十分な説明がなくて恐縮なんですけれども、私ども指定管理でですね、事業者をお願いする部分は基本的に、医療にかかわるサービスの事務を指定管理としてみたいというふうに考えております。つきましてはですね資本的な投資の部分で、例えば今おっしゃったような、診療所等の建設の起債等もございますので、その部分については市が今後も責任を持って示してみたいというふうに考えております。

森川雄三委員 了解です。

委員長 ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、質疑を終了し、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第25号平成25年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第25号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第26号 平成25年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

委員長 引き続きまして、議案第26号平成25年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。説明を求めます。

市民課長 議案第26号後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、1ページからお願いをいたします。中ほど第1条にありますよう、歳入歳出それぞれ353万9,000円を追加いただけますようお願いするものであります。

この会計におきましても、わかりやすいよう歳入から順を追って御説明申し上げますので、7、8ページをお願いします。歳入8ページ、前年度繰越金の補正につきましては、この繰越金は24年度会計の出納整理期間中に収入のありました保険料を翌年度会計に繰越をする会計処理方式を採用しておりますので、24年度会計決算の確定に伴いまして、当初予算額との差額分の計上をお願いするものであります。

続きまして歳出、次のページをお願いをいたします。歳出10ページ、最初の黒ポツ、保険料等徴収納付金と、その下の黒ポツ、保険料還付金の補正は、歳入補正の前年度繰越金による出納整理期間中に収入のありました保険料を、それぞれの科目に補正計上をお願いするものであります。前年度繰越金のうち前年度会計決算において、還付未済金が21万2,000円ほど生じておりますので、その額を下の保険料還付金に、残る額を上の方の広域連合に納付します保険料等徴収納付金にそれぞれ振り分け、補正計上をお願いするものであります。以上です。よろしくお願いたします。

委員長 それでは、説明を受けましたので、質疑を行います。委員の皆さん、ありましたらお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、質疑を終了し、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第26号平成25年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第26号は、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。これで全部だよ。終わりだよ。

閉会中の継続審査申し出

総務部長 閉会中の継続審査についてお願い申し上げます。本総務環境委員会が所管いたします、総務、協働企画、市民環境、それぞれの事業部におきましては、事業課題等を抱えておりますので、閉会中におきましても、協議会等、お願いする場合がございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長 ただいま継続審査の申し出がありました、これについて御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、そのように議長に申し出いたします。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査を終了いたしました。なお、当委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長に御一任願いたい、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

理事者から挨拶があれば、お願いいたします。

理事者挨拶

副市長 2日間にわたりまして、熱心に御審査をいただきました。提出を申し上げました全ての議案につきまして、御了承をいただきまして、ありがとうございました。お礼を申し上げまして、審査のお礼にかえさせていただきます。大変ありがとうございました。

委員長 以上をもちまして、9月定例会総務環境委員会を閉会といたします。大変御苦労さまでございました。

午後2時05分 閉会

平成25年9月13日(金)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務環境委員会委員長 古畑 秀夫 印